

令和2年第2回教育委員会定例会議事録

令和2年2月7日

東久留米市教育委員会

令和2年第2回教育委員会定例会

令和2年2月7日（金）午前10時31分開会

市役所6階 602会議室

- 議題
- (1) 議案第8号 「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」の策定について
 - (2) 議案第11号 令和2年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級用教科用図書
の採択に係る教育長の臨時代理の承認について
 - (3) 議案第12号 東久留米市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について
 - (4) 諸報告
 - ①令和2年度東久留米市教育委員会研究推進校及び研究奨励校の決定について
 - (5) 議案第9号 令和元年度東久留米市教育委員会生徒表彰について
 - (6) 議案第10号 東久留米市立学校の校長及び副校長の人事の内申について
- ※議案第9号及び第10号についての審議は非公開で行われましたので、公開して
いる会議の議事録には掲載していません。

出席者（5人）

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	宮 下 英 雄
委 員	馬 場 そわか

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	佐 川 公 行
学 務 課 長	白 土 和 巳
生 涯 学 習 課 長	板 倉 正 弥
図 書 館 長	佐 藤 貴 泰
主幹・統括指導主事	荒 井 友 香

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

傍聴者 8人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時31分)

- 園田教育長 これより令和2年第2回教育委員会定例会を開会します。
委員は全員出席です。

◎議事録署名委員の指名

- 園田教育長 本日の議事録の署名は細田委員にお願いします。
- 細田教育委員 はい。

◎会議の進め方

- 園田教育長 本日の会議の進め方について説明をお願いします。
- 佐川教育総務課長 本日の会議は公開で3件の議案審議後に諸報告1件を行い、続いて、議案2件を非公開での審議とさせていただきます。なお、議案第10号の審議については教育部長、指導室長及び教育総務課長以外は退席させていただきますのでご了承願います。
- 園田教育長 委員の皆様にお諮りします。公開での議案審議及び諸報告を行った後に、非公開での議案審議を行いたいとのことですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

◎傍聴の許可

- 園田教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
- 鳥越庶務係長 いらっしゃいます。
- 園田教育長 お入りいただきます。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお知らせします。議案第9号及び第10号の審議は非公開となっておりますので、その際にご退席をお願いします。

なお、お配りしている資料については、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 日程第1「議案第8号 「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」の策定について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 森山教育部長 「議案第8号『第三次東久留米市子ども読書活動推進計画』の策定について」、上記の議案を提出する。令和2年2月7日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、本計画を定める必要があるためです。詳しくは、図書館長から説明します。
- 佐藤図書館長 本計画は国の「子ども読書活動推進に関する法律」に基づき、平成19年3月には「第一次東久留米市子ども読書活動推進計画」を策定、平成26年4月には「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画」を策定し、これまで取り組みを行ってきました。平成30年4月に、国の第四次「子ども読書活動推進に関する基本的な計画」が示されたほか、平成31年1月には「東久留米市第二次教育振興基本計画」を策定したことに伴い、これらの趣旨を踏まえた計画を策定するため、今年度「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画検討委員会」を設置し、これまで検討委員会及び作業部会において検討を重ねるとともに、

計画素案に関する図書館協議会やパブリックコメントによるご意見も踏まえながら、ここで本計画を策定しました。来年度以降の子ども読書活動に関する施策の計画的な推進を図るに当たり、本計画を定める必要があるため提案するものです。

内容についてご説明します。これまで教育委員会においても素案、計画（案）を報告する際に説明していますが、議案提案になりましたので、改めて内容について詳細を説明します。1ページをご覧ください。「第1章 東久留米市子ども読書活動推進について」です。国の法律に基づいた本市の第一次計画から継承している基本理念を明記しています。2ページから5ページまでは「第2章 これまでの取り組み」としています。第二次計画で定めた四つの基本方針「1. 乳幼児への取り組みの充実」「2. 「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体で」「3. 子ども読書活動応援団の構築」「4. 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組み」について、これまで実施した具体的な取り組みの内容を記述し検証を行うとともに、次期計画への課題点を挙げています。第二次計画では四つの基本方針のうち、第一次計画の検証の結果、課題とされた小学校への入学する前の段階で子どもの読書に差が見られることを踏まえ、特に乳幼児の取り組みに注力し、幼稚園・保育園訪問を新たに開始するなど取り組みを行ってきましたが、幼稚園や保育園訪問については全ての園が希望するわけではなく、保護者や保育士への啓発も限定的なものとなっています。続いて3ページの「2. 『読むこと 読書のたのしみ』を社会全体で」の取り組みについてですが、これまでボランティア団体との協働による継続した事業の実施や図書館での新規事業、学校での読書啓発等読書推進を図ってきました。ただし、図書館利用や読書は自主性に任されていることから利用には差があり、不読率は小学6年生で22.2%、中学3年生で35.2%となっています。また、子どもの読書への関心を持つ大人は限定的であり、発達段階に応じた読書や本への理解が十分でないことを検証の中で考えています。そのため、図書館のアウトリーチの機会を増やすとともに、理解を促す大人への啓発が必要であるというところですが、4ページの「3. 子ども読書活動応援団の構築」です。子ども読書応援団については、当初、人材バンクとしての活用を目指してきましたが、市内では既に多くのボランティアの自主的な活動が定着しているため、今後は子ども読書活動推進のためのボランティア育成プログラムとしての運用が考えられるという検証がなされました。「4. 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組み」についてです。誰もが利用できる図書館サービスを提供するため資料の受け入れや事業実施、支援する機器等への研究など行っていますが、子どもたちの実情や必要とされる支援の把握がまだ進んでいない現状があります。そのため、今後はICTを活用した具体的な取り組みを検証する必要があります。また、日本語を母語としない子どもの数が増加傾向にある中で、資料や読書環境の整理が必要であると検証しました。これまでの取り組みについては昨年度の図書館協議会においても各委員に進捗状況を検証していただき、第三次の計画策定に向けたご提言をいただいています。これらの検証や図書館協議会からのご提言をもとに、次の6ページからの第3章で第三次計画について記載しています。

それでは新たな計画となる「第三次子ども読書活動推進計画」について説明します。初めに「計画の位置づけ」ですが、本計画は第一次、第二次計画を踏襲し、個々の具体的施策の内容や数値目標を明示するものではなく、子どもの読書推進に関わる各部署の具体的施策の立案に当たっての指針とするものです。また、国の「子供の読書活動の推進に関する法律」に基づき、対象を0歳からおおむね18歳以下の子どもと定義しています。計画の期間ですが、国の第四次計画が概ね5年間としていることから本市においてもそれを踏まえ、令和2

年度から概ね5年間としています。次に7ページです。第三次計画の基本方針は7ページ下段に囲んでいますが、下段に記載の「1 発達段階ごとの効果的な読書活動」「2 「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体で」「3 子ども読書応援団の運用」「4 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組み」を四つの柱とし、特に第一次計画や第二次計画を通して取り組みが進んでいない現状がある「ハンディキャップのある子どもへの支援」に重点を置くものとなりました。それぞれの取り組みについては次のページ以降になります。主なものです。8ページの中では「1. 発達段階ごとの効果的な読書活動（子どもへの取り組み）」ですが、こちらでは9ページにおいて、「発達段階と読書活動について」という記載があります。発達段階に応じた読書活動の効果等をまとめ、それぞれの発達段階に応じた取り組みを8ページで掲げています。続いて10ページになります。「2. 「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体で（大人への取り組み）」こちらでは特に近年の資料や情報収集手段の電子化、スマートフォンの普及によるSNS等のコミュニケーションツールの多様化など、子どもを取り巻く情報環境が変化している中、子どもに対するリテラシー教育が大変重要と考えていますが、子どもに関わる大人へのリテラシー教育についても取り組みを掲げています。また、10ページ下段「3. 子ども読書応援団の運用（図書館）」では、今後はボランティア育成のためのプログラムとして、子ども読書応援団の運用を図るとともに、子ども読書推進活動では既に多くのボランティアに支えられ様々な活動が行われているため、地域におけるそれらのボランティア活動の実情を把握するとともに、それぞれに活動について情報提供を行っていききたいとの取り組みを掲げています。次に11ページの「4. 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組み」ですが、こちらでは読書や紙による印刷物を読むことが困難（プリントディスアビリティ）な子どもや、身体の機能障害や情緒的な障害のために図書館に来ることができない子ども、図書館に来てひとりでは通常読書活動が困難な子どもたちに対する理解を深めるとともに、それぞれが認識できる形で読者や学習をすることができるよう支援するための取り組みや外国につながる子どもたちが日本を知り、日本語を習得し、社会に適応するために必要な情報を獲得できるよう援助するとともに、多言語や多文化を知るための適切なサービスを提供するための取り組みを掲げています。それぞれの【具体的な取り組み】については、後ほどご一読いただければと思います。また、12ページでは、基本方針以外の「その他の取り組み」として1点挙げています。国が取り組む情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に対する実態把握・分析に基づき、本市においても必要な取り組みを行っていくことと定めています。13ページからは、本計画における内容をよりご理解をいただくための用語解説を記載しました。後半のそれ以降は資料編として、本計画に関連する参考資料や根拠法令等を掲載しています。説明は以上です。

- 園田教育長 本計画（案）については、前回の教育委員会でもパブリックコメントと併せて説明をしてもらっています。改めて議案としての提案になりますが、前回と変更箇所はないということでもよろしいですね。
- 佐藤図書館長 はい。前はパブリックコメントとともに検討委員会で策定した計画（案）について報告しました。その際、教育委員の皆様からご意見をいただいた後に図書館協議会でもご意見をいただきましたが、いずれにおいても内容の承認をいただいていることから、今回の議案提案において計画内容の変更、修正等はありません。
- 園田教育長 委員からご質問はありますか。
- 尾関教育委員 前回聞き損ねたことを伺います。12ページにメディアリテラシーなどI C

Tの活用の中で具体的な取り組みがありますが、その中でも特にこれは説明しておきたいというものはありますか。例えば、子どもリテラシー学習の充実とか。

○佐藤図書館長 12ページの「その他の取り組み」のところですが、国からもまだどのような形での実態把握・分析になるかについてのアナウンスはまだありません。ただし、全国的にスマートフォンの普及やSNS等のツールの多様化に対する実態把握・分析を行うということです。東久留米市においても子どもたちがスマートフォンやタブレットなどを使い、インターネットでいろいろ検索している時代ですが、ご存じのとおりインターネットの情報の中にはフェイクニュースと言われるもの、引用根拠がはっきりしないものも多々あります。そういった中で、自分で奥付根拠となる情報を得て自分のものとして取捨選択し活用していく教育が重要と考えています。また、それを自ら学んでいくリテラシー学習が大変重要であるということで、図書館においてもリテラシー向上に向けた取り組みをしています。こういったものを大人への啓発とともに、子どもたちに向けてもリテラシー教育、リテラシー学習といったものを推進していきたいことで、特にこの中においては子どもへのリテラシー学習の充実といったものに、今後国の実態把握・分析の結果等を検証しながら努めてまいりたいと考えています。

○園田教育長 そのほかいかがですか。

○馬場教育委員 前にも発言しましたがアウトリーチの取り組みなど、内容はとても丁寧につくられていると思います。特に、わかくさ学園がある本市において、ハンディキャップのある子どもたちへの取り組みは、誰もが活用できる図書としてとてもいい取り組みだと思えますし、小・中学校の教員による推薦図書のリストは、子どもたちもとても興味深く見ていて、「先生はこういう本を読んでいるんだ!」と関心をもっています。最終的にこの計画は学校や幼稚園、わかくさ学園等にも配布されますか。

○佐藤図書館長 直接、計画書そのものは図書館から配付していません。この計画は小学校や中学校だけで活用していただく計画ではなく、全庁的な子どもに関わる施策を有している各部署の取り組みに対する指針でもあります。子ども家庭部は保育園、学童保育、児童館を所管し、福祉保健部はわかくさ学園を所管しています。そういった所管部の課長や係長等が検討委員会や作業部会に入っていますし、決定した後は各部署に周知していきますので、各所管からそれぞれの施設にも情報提供されていくものと考えています。

○馬場教育委員 小中学校には届かないということですか。

○佐藤図書館長 小中学校には校長会がありますので、そういった場で計画ができたことを報告するとともに内容についても説明していきます。なお、学校図書館運営連絡会協議会を設置していますが、メンバーには指導室、教育総務課、図書館が入っています。そこに各学校の図書館担当の先生方も入って協議をする場になっています。その連絡会の中でも第三次計画の内容について情報提供できればと考えています。

○園田教育長 市のホームページにも載せて誰でも読める状況になりますね。

○佐藤図書館長 策定後は東久留米市のホームページ、さらに図書館のホームページのいずれからも閲覧できるように掲載していきます。

○園田教育長 そのほかいかがでしょうか。

○細田教育委員 11ページの下段に「ICTについての知識や技術を持つ人材の育成と外部資源の活用」とありますが、こういった人材はホームページに掲載して募集するのですか。どうやって外部人材を集めるのか伺います。

○佐藤図書館長 「ICTについての知識や技術を持つ人材の育成と外部資源の活用」につい

てですが、あまり具体的事例を書き過ぎないためにこういった書きぶりになっています。先ずは、第一義としてはこういったICT機器を揃えるだけでは何も活用ができませんので、どのようなICT機器を市立図書館としてあるいは学校やそれぞれの子ども、施設として持つことが適切であるのかといったものを踏まえても、私たち担当する職員が先ずは理解していく、そういった内部での人材の育成、また、そこでさまざまな支援していただく皆さん等の関係団体となります。皆さんのご協力とう意味での活用を考えています。計画期間の中では委員ご指摘のとおり、何か外部機関で必要なものがあればそういった形で周知を図っていくことも取り組みの一つではないかと考えています。

○園田教育長 そのほかいかがですか。

○宮下教育委員 一つ伺います。この計画については、素案の段階から本日の策定の段階まで、さまざまな角度から説明していただきました。内容的には大変素晴らしいものができたと感じています。この計画はタイトルに「子ども」がつくわけですから、子どもに関連するデータも中に掲載されており、策定にあたっては調査結果を勘案しながらつくられていると思います。大いに役立ててほしいと思います。

○園田教育長 これで質疑を終わります。これより討論に入ります。

○尾関教育委員 賛成の立場から一言申し上げます。中央図書館では大規模な改修が予定されています。それによってこの計画が滞らないように進めてもらいたいと思います。

○園田教育長 そのほかいかがですか。なければ採決に入ります。「議案第8号『第三次東久留米市子ども読書活動推進計画』の策定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第8号は承認することに決しました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 次に、日程第2「議案第11号 令和2年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級用教科用図書の採択に係る教育長の臨時代理の承認について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第11号 令和2年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級用教科用図書の採択に係る教育長の臨時代理の承認について」、上記の議案を提出する。令和2年2月7日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、令和2年度に東久留米市立小中学校特別支援学級が使用する一般図書について、教育長が臨時代理として採択を行った結果について報告し、承認を求める必要があるためです。詳しくは指導室長から説明します。

○椿田指導室長 令和元年8月2日に令和2年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級用教科用図書の採択を行い、東京都教育委員会を通じて文部科学省に報告をしていました。採択された一般図書のうち、南町小学校ひまわり学級用として採択した教科用図書1件について、令和元年12月13日付31教指管第1084号にて、供給不能である連絡がありました。

12月18日までに都に変更した教科用図書を報告する必要があったため、直ちに当該校に連絡して資料作成委員会を編成し、市の特別支援学級設置校長による選定調査委員会の確認を経て教科用図書の選定作業を進めました。お手元に今回採択分の使用教科用図書一覧と資料を用意しましたので、ご確認ください。なお、その資料の中で一部誤字がありましたので、ここで訂正をさせていただきます。3枚目A4横の「令和2年度使用特別支援学級教科

用図書 資料（南町小学校小学校）＜社会＞」ですが、タイトルが「令和2年度使用特別支援学級教科用図書」、「学級」と「教科用図書」間に「用」が抜けていましたので訂正をお願いします。なお、採択された教科用図書はこちらにあります。当該校から借り受けていますので後ほどご覧いただければと思います。

報告までの時間が限られていたことから、教育委員会を開催することができなかつたため、東久留米市教育委員会事務委任規則第3条において、教育長が臨時代理として教科書採択を行いました。一般図書の選定に当たっては、国や都が提示した資料をもとに資料作成委員会が作業を進め設置校長会の確認の下、8月2日の教育委員会定例会において採択を行いました。しかし、今回売り切れを理由として供給不能の連絡があったこと、また、採択までの期間が非常に短かったことについては大変遺憾に感じています。併せて、このような事情により教育長が臨時代理として採択を行うことについて、教育委員の皆様への情報提供を適時に行うことができていませんでした。お詫び申し上げます。

改めまして、本日は東久留米市教育委員会事務委任規則第4条に基づき、教育委員の皆様にご報告します。

○**白土学務課長** 補足説明します。1月21日の定例会の後、教科書の供給について、再度、東京都に確認を行いました。回答によりますと、12月に報告した本図書の供給については文部科学省で改めて確認を行うとのことでした。また、供給確認についての連絡ですが、供給不能であった場合に限り、東京都を通じて連絡があるとのことでした。本日現在、供給不能であるとの連絡はいただいていることを補足します。

○**園田教育長** ご質問はありますか。

○**宮下教育委員長** 今回は緊急その他やむを得ない事情があると判断したわけですね。それにより、教育委員会の事務委任規則に基づいてこれを提案する、教育長の採決により承認されたものについてこの場で了承を求めるといことです。それが第4条ですね。今回は物理的にそのような状況下にありますので、私は一件落着でいいかなという気持ちもあります。

しかし、振り返ってみると、特別支援学級の教科用図書についてはさまざまな諸問題がずっと発生しています。最後の最後まで、特別支援学級の教科用図書については問題の尾が引いていると感じており、本当に残念です。特別支援学級に関わることについては今後もう少し慎重に、心を温かくしながら対応していく必要があると私はいつも思っています。担当者はどう思っていますか。

○**椿田指導室長** 今年度の特別支援学級関係の教科用図書採択については、さまざまありました。今回のことを反省し、来年度は中学校の教科書の採択がありますので手続きに漏れがないよう、しっかりとやっていきたいと思っています。

○**宮下教育委員** 8月2日に起きた事がありますね。それがずっと尾を引いているわけです。8月2日には教科書採択を行う教育委員会が開催され、その時にも特別支援学級が使う教科用図書についてはいろいろ論議がされました。しかし、「英語」の教科書については教育委員会の場での説明が一切ありませんでした。その後、8月下旬までの間、緊急その他やむを得ない事情はまったくなかったと思うのですが、採択がなかった英語の教科書の扱いについては時間があつたにもかかわらず、採択の教育委員会が開催されませんでした。緊急やむを得ない事態ではなかったですね。他の区市町村でも8月末に採択委員会を開いているところがたくさんありました。しかし、本市では行われなかった。

これは意見になりますが、まさしく同じようなことが起きないようにしてください。新しい教科の「英語」でしたので、もしかしたら採択を忘れてしまった、うっかりミスがあつた

のかもしれませんが、もしそうならば、きちんと訂正して、もう1回採択することが本当の筋であると、今でも私は強く感じています。何かお考えがあれば伺います。

○**椿田指導室長** ご指摘いただいたことについては先ほど申し上げましたとおり、これからも慎重に対応してしっかりと資料を作成し、報告していきたいと思っています。

○**園田教育長** そのほかいかがですか。

○**馬場教育委員** 宮下先生のおっしゃるとおりだと思います。今後はそのような対応をお願いします。

不安に思うことがあります。8月に採択して連絡が来たのが12月ですよね。今回も、学務課長が連絡して「供給不能の場合に限り東京都を通じて連絡がある」ということですから、こちらとしては今のところ連絡がないから大丈夫だろうと思いたいです。ぎりぎりになって供給不能ということがあっては本当にいけないと思います。連絡がないので恐らく大丈夫だということではなく、やはりこちらからも確認して、滞りないように事務を進めていただきたいと思っています。

○**白土学務課長** 教科書の供給に関してですが、今はこのような回答をいただいています、委員ご指摘のとおり、折を見て確認をすることは徹底していきたいと思っています。そういった連絡をいただいた場合は、指導室と連携して情報共有を迅速に行いたいと思っています。

○**園田教育長** そのほかいかがですか。

ご質問がなければ質疑を終わり、討論に入ります。討論に当たるご発言も既にありましたが、改めて議案第11号の討論に入ります。ご発言いかがですか。

○**尾関教育委員** 賛成ですが一言申し上げます。手続上のこともそうですが、先ずは、教育長により12月に代理で再採択されてから、われわれ教育委員にその報告が遅れたことが問題ではありませんか。代理で教育委員会の採決しているわけですから、それを教育委員がしばらく知らなかったというのはいかなるものかと思えます。電話でもメールでも連絡することはできるわけですので、今後はそういうことがないようにしてください。

○**園田教育長** そのほかいかがですか。よろしいですか。

よろしければ採決に入ります。「議案第11号 令和2年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級用教科用図書採択に係る教育長の臨時代理の承認について」を採決します。

本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第11号は承認することに決しました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**園田教育長** 引き続いて、日程第3「議案第12号 東久留米市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○**森山教育部長** 「議案第12号 東久留米市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について」、上記の議案を提出する。令和2年2月7日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、東久留米市立下里小学校の閉校に伴い、規定を改める必要があるためです。詳しくは生涯学習課長から説明します。

○**板倉生涯学習課長** 本規則は東久留米市における社会教育の普及並びに幼児、児童及び生徒の安全な遊び場もしくは一般市民の体力づくりの場の確保のため、学校施設を学校教育に支障のない範囲で、幼児、児童、生徒、その他一般市民の利用に供することに関して必要な事項を定めています。本年3月をもって下里小学校が閉校になるにあたり跡地の利活用が定め

られるまでの間、暫定的に引き続き、下里小学校の校庭及び体育館を市民の利用に供することができるよう規定の整備するもので、別表「スポーツ開放」の項を改めます。

資料の3枚目「東久留米市立学校施設の開放に関する規則新旧対照表」の裏面をご覧ください。旧下里小学校の施設開放にあたっては、これまで下里小学校にお願いしていた施設開放の申請受付などを、暫定的に下里中学校にお願いすることとしています。そのことから別表「スポーツ開放」の「校庭」部分の「下里小学校」を「下里中学校」に、「体育館」の部分では「小学校」の次に「下里中学校」を追加するものです。なお、本改正規則の施行日は令和2年4月1日としていますが、4月からの開放に向けた事前申し込みに対応できるよう準備行為について別途規定しています。

○**園田教育長** 本規則の改正のそもそもの前提条件として、現に下里小学校の校地を下里中学校の校地に先ずは変更して、その上でこの規則改正ということになると思います。下里小学校の校地を下里中学校に変えるということですよ。

その手続きはどのようになりますか。これは教育総務課長に聞いたほうがいいですか。

○**佐川教育総務課長** 令和2年第1回市議会定例会において下里中学校の大規模改造工事の予算を認めていただけましたら、下里小学校閉校後の校庭及び体育館を下里中学校が大規模改造工事を行う期間、一時的に使用できるよう公立学校施設台帳に「一時使用の期間」を明記し、図面等を添えて東京都教育委員会に申請、届出を行います。この申請を行うことにより、下里中学校の大規模改造工事期間中は、下里中学校の施設として一時利用ができることになります。

○**園田教育長** 学校の土地についての整理は別途そのように行うということです。

もう1点、別の観点で伺います。現在の下里小学校のグラウンドや体育館を開放できるようにしようというのがこの規則改正の一番の目的だと思いますが、この規則を読む限りは、現在の下里中学校のグラウンドや体育館を規則上は開放できるように読めます。下里中学校の校地のどの部分を開放できるのかが、この規則だけで読み取れない。誰が決めるのですか。

○**板倉生涯学習課長** 先ほどの説明でも一部触れましたが、本規則の目的は「学校の施設を学校教育に支障のない範囲で、幼児、児童、生徒、その他一般の市民の利用に供することに関して必要な事項を定めること」となっています。今回の改正を受けて下里中学校の校庭及び体育館においても学校施設の開放が可能になりますが、「学校教育に支障のない範囲」ということであり、実際には下里中学校のご判断の下、閉校後の下里小学校の校庭及び体育館の部分についての開放がなされていくものと考えています。

また、この部分の整理については、今回の措置が暫定的な利用であるという点も含め、現在、下里小学校を利用している団体の方々を中心に丁寧に説明していく必要があると考えています。

○**園田教育長** 規則の第3条第2項を見ると「学校施設開放事務の一部を開放学校長に委任する」という規定があります。これに基づいてどこの部分を開放するのかについては当該学校長が判断をするという理解でよろしいですね。利用される方に誤解のないように、今後も丁寧に説明するようお願いします。

そのほかご質問いかがですか。

○**宮下教育委員** 2点あります。第1点は先ほど説明がありましたが、跡地活用が定めるまでの暫定的利用ということですね。この暫定はいつまでのことなのか伺います。

もう1点は下里中学校の校地の件です。下里中学校の校地を何とか拡大してあげたいという気持ちでいっぱいです。と言いますのは下里中学校の運動会を参観したことがあるのです。

が、プログラムを見たら60メートル走でした。さっとダッシュしたらすぐ60メートル、ゴールに着いてしまいます。これでは子どもたちの体力増強等々についてはちょっとおぼつかないのではないかと思います。優先的に活用できるように検討してもらえればいいと思います。

○園田教育長 跡地の利活用ということですか。

○板倉生涯学習課長 ご質問1点目の暫定利用の期間については私から答弁します。暫定的な下里小学校跡地の利活用については、内部で検討会が開かれていると承知しています。その検討会の方針が決まりました後にこの暫定が外れてくると考えています。

○佐川教育総務課長 2点目の下里中学校の校地の拡大については私からお答えします。私も運動会を参観しましたが、確かに距離は短いと思っています。ただしこの跡地利用については別の会議で決めていますので、私からは教育委員の意見としてお伝えしたいと思います。

○園田教育長 別の会議ということですが、それは教育委員会の中だけではなく、市全体の会議の中で検討を進めているということですね。

○佐川教育総務課長 はい。

○宮下教育委員 分かりました。

○細田教育委員 同じく跡地のことで伺います。第2条「体力づくりの開放」に「幼児、児童、生徒の遊び場」とあります。「月曜日から土曜日まで」「午後5時から午後9時」までとなっていますが、例えば、体育館だけでも児童や幼児に使わせてあげるのは難しいですか。

○板倉生涯学習課長 「スポーツ開放」の部分についてですが、別表で委員が指摘されました時間帯に開放することになっています。

○細田教育委員 もっと早い時間帯から開放するわけにはいかないということですね。

○板倉生涯学習課長 はい。規則上、開放することはできません。

○細田教育委員 分かりました。

○園田教育長 そのほかいかがですか。

○尾関教育委員 「体育館」のところに「小学校」が残っていますが、これはどういう意味ですか。

○板倉生涯学習課長 「学校施設開放」では、市内の全小学校の体育館を開放しています。体育館についてはこれまでの小学校に加え、新たに旧下里小学校を付け加える必要があるので「小学校」と「下里中学校」の2段に記載がなっています。

○尾関教育委員 分かりました。

○園田教育長 そのほかいかがでしょうか。質問はよろしいですか。なければ以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。ご発言はありますか。

○尾関教育委員 暫定利用については、教育委員会の中でもきちんと下里中学校の校庭について議論をしていくという方向で検討していくという前提で賛成したいと思います。

○園田教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。よろしければ、これより採決に入ります。「議案第12号 東久留米市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第12号は承認することに決しました。

◎諸報告

○園田教育長 日程第4、諸報告に入ります。「①令和2年度東久留米市教育委員会研究推進

校及び研究奨励校の決定について」から説明をお願いします。

○**椿田指導室長** 「令和2年度東久留米市教育研究推進校及び研究奨励校の決定について」報告します。詳細は統括指導主事から行います。

○**荒井統括指導主事** 資料をご覧ください。1枚おめくりいただくと「東久留米市教育委員会研究奨励事業実施要領」があります。本事業はこの要領に基づき来年度募集し、決定しています。今年度は2年間の研究を行う研究推進校に2校、1年間の研究を行う研究奨励校に1校の応募がありました。いずれも本市の課題に沿った研究内容でしたので、応募のとおり決定しましたので報告します。

資料1枚目にお戻りください。平成31・令和2年度の研究推進校は小山小学校と下里中学校です。小山小学校は「キャリア教育」についての研究を進めており、研究主題は「自己肯定感を高め、主体的に学びに向かう児童の育成」です。子どもたちが将来に向けた夢や希望を持って主体的に活動できるようにするための研究を行っています。また、下里中学校は「不登校」についての研究を進めており、研究主題は「全ての生徒の居場所づくりを目指して一不登校生徒への対応と未然防止への取組」です。学校生活の満足度と意欲、学習手段の状態を調べることができる質問紙を活用しながら、教員の指導改善を進めています。以上の2校は昨年度のうちに決定し、今年度研究を進めている学校です。

次に、新たに決定した学校を報告します。令和2・3年度の教育研究推進校は第五小学校と西中学校です。第五小学校は「理科教育」についての研究を行う予定です。研究主題は「より良い問題解決を求めて学び合い、学びを深める子どもの育成～主体的・協働的な理科事業を通じて～」です。理科、生活科を通して子ども同士の学び合いを大切にしながら問題解決学習を中心に進め、自ら問題を見出し、問題を解決する力を育てていく授業のあり方について研究を進めます。次に、西中学校です。西中学校は「学習評価」についての研究を行う予定です。研究主題は「小学校・中学校の接続を考えた学力の形成過程の研究～学習評価を視点として～」です。本市が行っている学習定着度調査を活用し、出身小学校別の児童の学習状況を分析・評価し、積み残しとなっている課題を明確します。適正な学習評価を行い、評価結果に基づいて授業改善を行うことで、生徒の学力が着実に形成されると考え研究を進めるとしています。

最後に、令和2年度研究奨励校として1年間の研究を行うのは大門中学校です。「人間関係形成」についての研究を行う予定です。研究主題は「人間関係形成能力を向上させるためのソーシャルスキルトレーニング」です。構成的グループ・エンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニングと通じて自己開示を促し、学級不和を減少させるとともに、一人一人の生徒の人間関係形成能力を向上させるための研究となります。これらの研究が着実に成果を上げるよう、指導・助言を進めていきます。

○**園田教育長** ご意見、ご質問いかがでしょうか。

○**尾関教育委員** 西中学校で行われる学習評価は出身小学校別ということですが、西中学校にはどこの小学校から来るのですか。

○**荒井統括指導主事** 中心は第九小学校と第七小学校と考えています。

○**園田教育長** よろしいですか。そのほか事務局から報告ありますか。委員からも何かありますか。

それでは以上で公開の会議を終わります。傍聴の方はご退席願います。

暫時休憩します。

(傍聴者 退席)

(休憩 午前 11 時 25 分)

◎閉会の宣告

○園田教育長 以上で令和 2 年第 2 回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午後零時 27 分)

※令和 2 年第 2 回教育委員会定例会は非公開の会議終了後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和2年3月27日

教育長 園田喜雄 (自書)

署名委員 細田初雄 (自書)